

氷見市危険老朽空き家等解体支援補助金

一定の要件に該当する家屋の所有者が行う解体撤去に対し、対象除去費用の一部を助成します。

補助対象

- ✓ 建物の所有者
- ✓ 建物に、賃借権又は担保物件が設定されていないこと
- ✓ 建物の所有者に市税の滞納がないこと

【危険老朽空き家】の場合(上限50万円)

- ✓ 周囲に対して危険と判断した空き家(国土交通省「住宅の不良度の測定基準」にて100点以上)

【老朽空き家】の場合(上限30万円)

- ✓ 「住宅の不良度の測定基準」による評点が100点未満の空き家のうち、昭和56年5月31日以前に建築された空き家

お問い合わせ

氷見市移住定住推進課

電話 (0766)74-8190
メール ijuteiju@city.himi.lg.jp



申請の流れ 窓口での事前相談が必須

